

# 一般競争入札心得

地方独立行政法人大阪府立病院機構  
本部事務局

## (目的)

第1条 この心得は、地方独立行政法人大阪府立病院機構本部事務局が行う一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が守らなければならない事項を定めるものとする。

## (法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方独立行政法人大阪府立病院機構(以下「病院機構」という。)が定める諸規程、契約書案の各条項及びその他関係法令並びにこの心得、入札説明書、仕様書等を遵守しなければならない。

2 入札参加者は入札に際し、入札契約担当職員の指示に従い円滑な入札に協力し、いやしくも不穏当な言動等により、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に公共調達業務に携わるにふさわしい入札参加者としての態度を保持しなければならない。

3 入札参加者は、仕様書、入札説明書、質問回答書、契約書案及びその他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

4 入札及び契約に関して用いる言語は、日本語とする。

5 入札及び契約に関して用いる通貨は、日本円とする。

## (公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)及び刑法に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

## (入札参加者資格)

第4条 入札参加者は、地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程(以下「契約事務取扱規程」という。)第5条第1項の規定による公告(以下「告示」という。)において指定した期日までに、告示又は入札説明書において指定した書類を入札契約担当職員等に提出し、当該競争の参加資格の有無について確認を受けなければならない。

2 次の各号の一に該当する者は参加することはできない。

(1)第1項に規定する「告示」に掲げる入札に参加する者に必要な資格を有しない者

(2)入札日において、入札参加資格を取り消されている者

(3)前各号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者又は  
なした者

(入札保証金)

第5条 入札保証金は、免除する。

(入札の方法)

第6条 入札参加者は、入札書に記名押印のうえ、指定した日時、場所において、所定の入札箱に投入  
しなければならない。

2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させ、入札執行時までに入札担当職員  
に提出しなければならない。この場合、入札書には委任者と代理人を併記し、代理人の押印をもって入  
札するものとする。

3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、本件入札に参加する他の入札参加者の代理人を兼ねること  
はできない。

4 入札参加者は、落札者が契約締結することを妨げてはならない。

5 入札参加者は、参加資格がある旨の確認通知書の写しを提出して、当該入札の参加資格者であること  
の確認を受けなければならない。

6 入札書の金額記載については、消費税及び地方消費税を含む金額の108分の100に相当する金額  
(いわゆる税抜き価格)とすること。

(入札の辞退)

第7条 入札参加者は、入札の完了まで、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

(1)入札前にあっては、「入札辞退届」(様式第8号)を入札契約担当職員に提出するものとする。

(2)入札中にあっては、入札辞退の旨を入札書に記載し、入札箱に投入するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等において、不利益な取扱いを受けるものではな  
い。

(入札書の書換等の禁止)

第8条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第9条 入札参加者が第2条及び第3条に抵触し、入札を公正に執行することができないと認められるとき  
は、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

2 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取りやめることがある。

(開札)

第10条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において、原則として入札者を立ちあわせて行い、その結果を口頭で知らせるものとする。

(入札の中断及び調査の実施)

第11条 入札の執行中において、入札契約担当職員が必要と認めるときは、当該入札を中断し、当該入札に関する調査を行うことがある。

(無効の入札)

第12条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 第4条第2項各号の一に該当する入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時及び場所に提出されない入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 記名押印又は署名を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 談合その他の不正行為により入札を行ったと認められる入札
- (8) 本件入札の参加資格がある旨の確認通知書の写しを提出しない者のした入札
- (9) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (10) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (11) 同一の入札について、2以上の代理人をした者の入札
- (12) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第13条 入札を行った者のうち、入札書に記載された金額の100分の108に相当する額(以下「契約希望金額」という。)が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、この金額を落札金額とする。

2 落札金額について、1円未満の端数が生じた場合、切り捨てるものとする。

3 第1項の規定により落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において当該入札者は、くじを辞退することはできない。また、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(再度の入札)

第 14 条 開札をした場合において、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は2回以内とする。

2 前項による再度の入札を行うとき、次の各号の一に該当する入札をした者は再度の入札に参加することができない。

(1) 第 12 条第1号から第3号まで及び第7号から第 11 号までの規定により無効とされた入札をした者。

(2) 第 12 条第 12 号の規定により無効とされた入札をした者で再度の入札に参加させることが不相当と認められる者。

(契約保証金)

第 15 条 契約保証金は、契約事務取扱規程第 25 条に定めるところによる。ただし、同規程第 26 条第1項第1号又は第3号に該当するときは、全部又は一部を免除する。

(契約書の提出)

第 16 条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約書に記名押印又は署名し、落札決定の日の翌日から起算して 10 日以内に入札契約担当職員に提出しなければならない。ただし、入札契約担当職員の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

2 落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

(違約金の徴収)

第 17 条 落札者が契約を締結しないときは、契約金額の 100 分の 2 に相当する金額を違約金として徴収する。

(契約の解除)

第 18 条 落札者が契約を締結した場合において、当該落札者(以下「請負者」という。)が、独占禁止法、刑法第 96 条の 3 若しくは第 198 条若しくは契約条項に違反する行為又は病院機構が別に定める諸規程に該当する行為を行ったと認められるときは、大阪府立病院機構本部事務局が契約を解除することができる。

(賠償額の予定等)

第 19 条 請負者は、前条にいう独占禁止法若しくは刑法に違反する行為が確定したとき又は病院機構が別に定める諸規程に該当する行為を行ったと認められるときは、大阪府立病院機構本部事務局が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として契約金額の 100 分の 20 に相当する額を、支払わなければならない。

2 契約条項に違反し、業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、大阪府立病院機構本部事務局が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を支払わなければならない。

3 請負者は、大阪府立病院機構本部事務局に生じた実際の損害額が前2項に定める額を超えるときは、超過分を支払わなければならない。

4 前3項の規定は、その契約に係る業務が終了した後においても同様とする。

(異議の申し立て)

第20条 入札参加者は、入札後に、入札心得、契約書案の各条項、業務仕様書、入札説明書、質問回答書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札結果の公表)

第21条 入札結果については、ホームページ上で公表する。

(その他)

第22条 入札に際しては、すべて入札担当職員の指示に従うこと。